

四万十町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

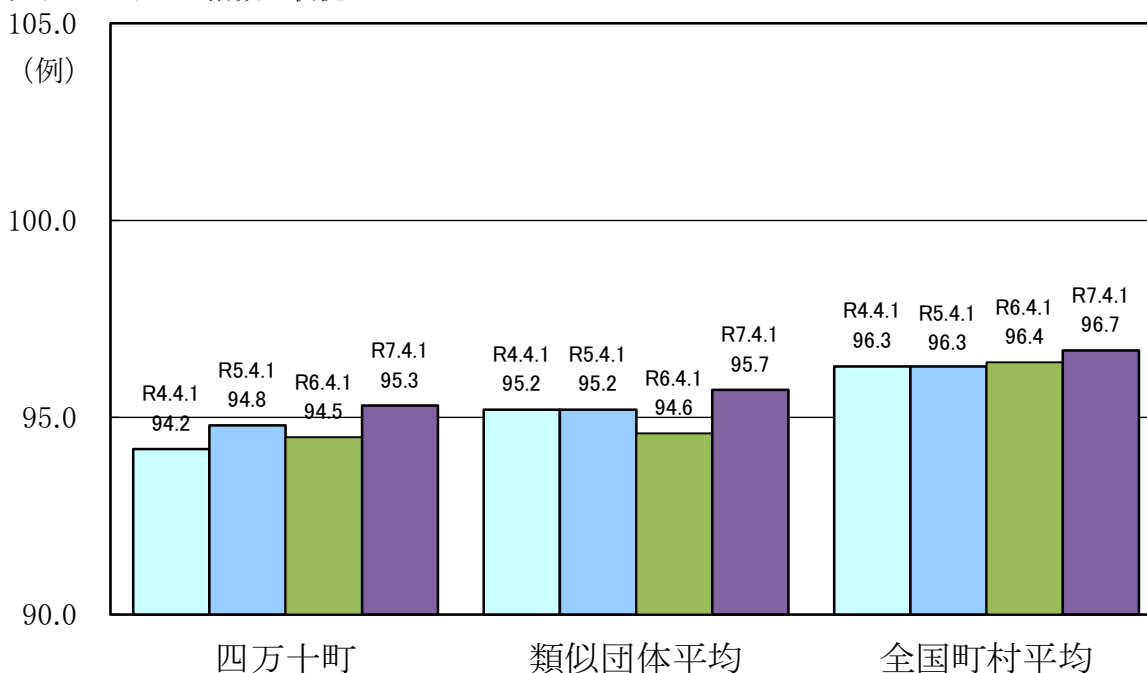
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 取 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 14,945	千円 17,797,749	千円 211,746	千円 2,608,834	% 14.7	% 13.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 246	千円 888,673	千円 124,826	千円 357,323	千円 1,370,822	千円 5,572	千円 5,750

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

3年前に比べ30歳代以下の若年層の職員が多く、2025年人事院勧告に伴い若年層の大幅な給与改定（引上げ）を行ったため。

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和 7年度	円	円	円 ()	%	%	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 7年度	月	月	月	月	月	月 4.6

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

給与表の改定実施時期 令和7年4月1日
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

なし

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
四万十町	40.6 歳	308,900 円	351,746 円	327,103 円
高知県	41.4 歳	318,628 円	383,990 円	339,495 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.9 歳	315,481 円	361,578 円	341,173 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		四万十町	高知県	国
一般行政職	大学卒	213,600 円	225,200 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	189,700 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	279,000 円	348,600 円	386,100 円	402,300 円
	高校卒	255,800 円	322,000 円	356,800 円	387,400 円

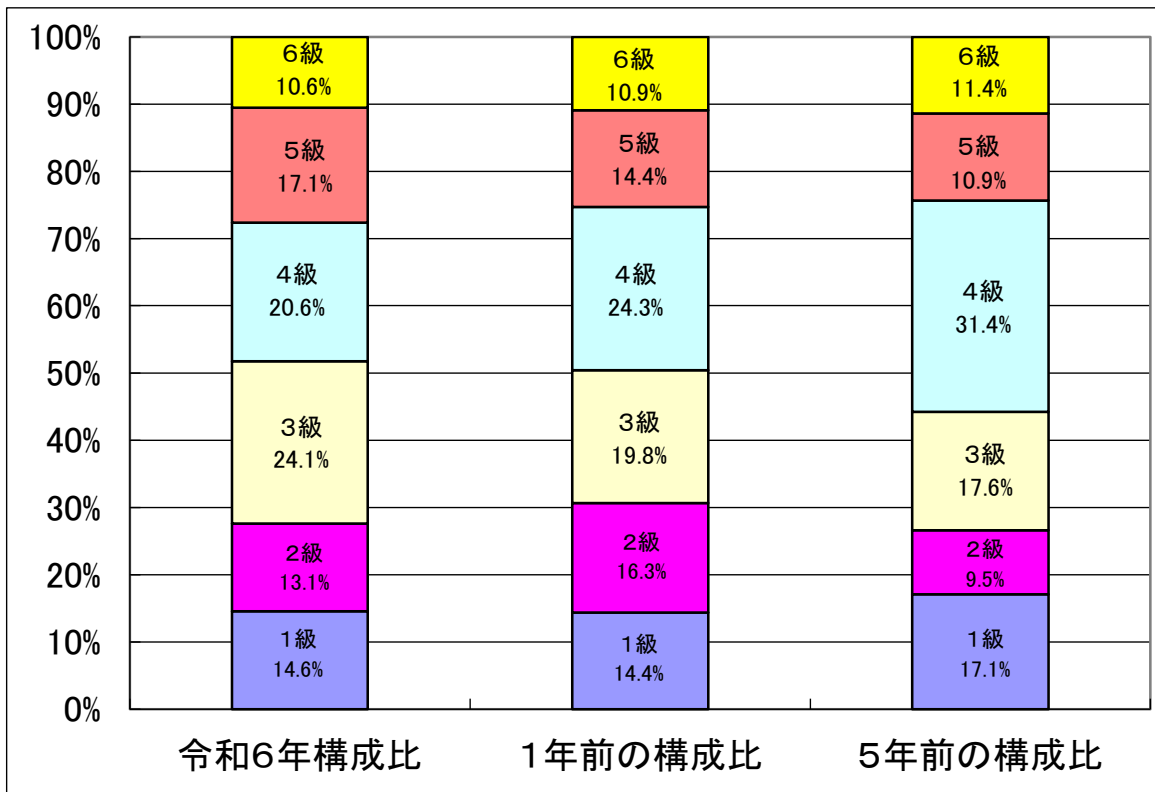
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

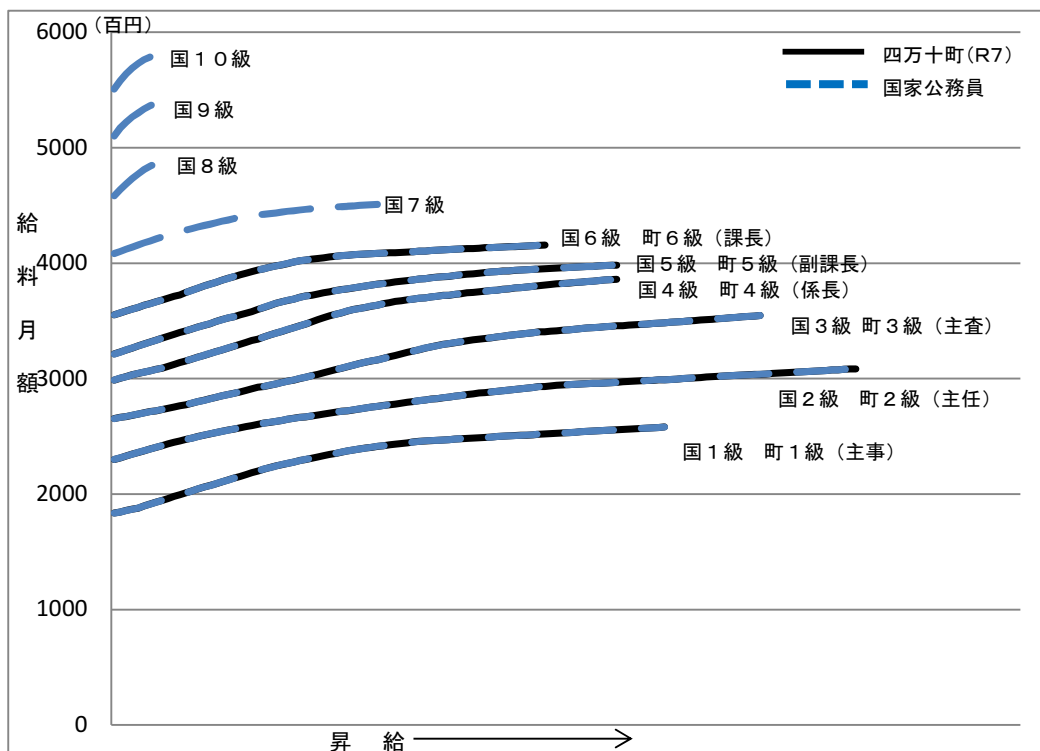
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給与月額	最高号級の 給与月額
6 級	会計管理者、政策監、地域振興局長、教育次長、課長、副地域振興局長、事務局長等	21	10.6%	355,200	415,700
5 級	副課長、次長、室長、班長、総括主幹、総括技幹、保育所長等	34	17.1%	321,300	398,200
4 級	副課長、次長、室長、班長、係長、主幹、技幹、主任保育士等	41	20.6%	298,800	386,100
3 級	主査、技査、保育教諭、保育士、保健師、助産師、社会福祉士、介護福祉士等	48	24.1%	265,300	354,700
2 級	主任、主任技師、保育教諭、保育士、保健師、助産師、社会福祉士、介護福祉士等	26	13.1%	230,000	308,500
1 級	主事、技師、保育教諭、保育士、保健師、助産師、社会福祉士、介護福祉士等	29	14.6%	183,500	258,100

(注) 1 四万十町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（四万十町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）	○		○	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

四万十町	高知県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,530 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,620 千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.400）月分 （1.000）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.95 月分 （1.350）月分 （0.975）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.400）月分 （1.000）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）（四万十町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）	○		○	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

四万十町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%）	
なし					
1人当たり平均支給額	13,836 千円				

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

記載なし。（四万十町が支給している地域手当は、国の制度によるものではない。）

支給実績（令和6年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		12,259 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		240,373 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		14.7 %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度実績）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫業務	0 千円	日額 1,000円
感染症防疫作業手当（特例）	新型コロナウイルス感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫業務	0 千円	日額 3,000円
感染症防疫作業手当（特例）	新型コロナウイルス感染症防疫作業（感染者の身体に接触して行う作業等）に従事する職員	感染症防疫業務	0 千円	日額 4,000円
夜間看護業務手当	国民健康保険大正診療所等に勤務する職員	夜間看護業務	3,290 千円	1回 4,500円
夜間介護業務手当	特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十荘に勤務する職員	夜間介護業務	7,169 千円	1回 4,500円
医療業務手当	国民健康保険十和診療所等に勤務する医師	医療業務	1,800 千円	月額 50,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	53,163 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	216 千円
支給実績（令和5年度決算）	59,569 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	238 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000円 父母、祖父母6,500円（60歳以上） 16～22才の子1人につき5,000円加算	同		31,669 千円	223,021 円
住居手当	借家の場合：家賃16,000円を超える場合家賃に応じて28,000円を限度に支給	同		20,594 千円	234,023 円
通勤手当	交通機関等利用者：55,000円まで全額支給 交通用具使用者：使用距離等に応じて2,000円～31,600円を支給 片道2km未満の者：なし	異なる	自動車等を使用する職員に対して一部異なる措置	30,556 千円	131,707 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	管理職員に対して支給 6級 月額42,400円 5級 月額38,100円 4級 月額36,200円	異なる	給料月額 の10%を 超えない 範囲内	13,699 千円	507,370 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難又は特別の事情 があると認められる医師又は専門 知識を必要とする医師又は職員に 対して支給 採用後の経過年数によって規則で 定める額	同		15,757 千円	2,626,167 円
特地勤務手当	地域手当に該当しない医師に対し て支給 異動日給料月額、給料の調整額 及び扶養手当に100分の3を乗じ て得た額に2分の1を乗じた額又 は現給料月額、給料の調整額及び 扶養手当に100分の3を乗じて得 た額に2分の1を乗じた額	同		372 千円	124,000 円
休日勤務手当	休日等（祝日法による休日、年末 年始の休日等）に勤務した職員に 対して支給 給与額の125～150/100	同		1,564 千円	17,187 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対して支 給 4,400円	同		273 千円	4,707 円
管理職 特別勤務手当	週休日、休日等に勤務した管理職 員に対して支給 6,000円～12,000円	同		24 千円	12,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	町 長	737,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 900,000 円 / 639,000 円	
	副 町 長	631,000 円 (円)	720,000 円 / 550,000 円	
報 酬	議 長	310,000 円 (円)	340,000 円 / 252,000 円	
	副 議 長	270,000 円 (円)	275,000 円 / 196,000 円	
	議 員	250,000 円 (円)	250,000 円 / 174,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(令和6年度支給割合) 2.90 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 2.90 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職年数×5.0	14,740 千円	任期毎
	備 考	給料月額×在職年数×3.0	7,572 千円	任期毎

(注) 1 給与及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

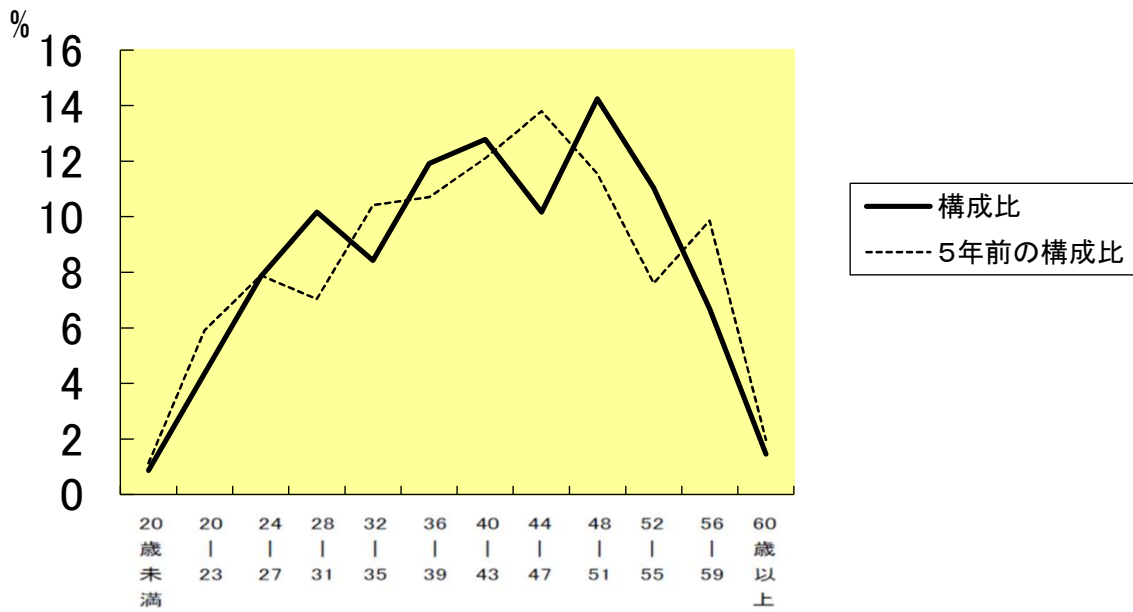
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用派遣による減 (△1) ・育休職員補填 (1) ・事務配分の見直し (△1) ・保育所の体制強化 (3) ・事務配分の見直し (△3) ・事務配分の見直し (△1)
		総務	37	37	0	
		企画	14	13	△1	
		住民	16	16	0	
		税務	13	13	0	
		民生	60	63	3	
		衛生	20	20	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	23	20	△3	
		商工	17	16	△1	
	土木	17	17	0		
	計	220	218	△2	<参考> 人口1万当たり職員数 145.87 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 111.20 人)	
	教育部門	26	25	△1	・職員の退職不補充 (△1)	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	246	243	△3	<参考> 人口1万当たり職員数 162.60 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 133.52 人)	
公営企業等 会計部門	病院	28	28	0	<ul style="list-style-type: none"> ・公営企業会計の体制強化 (1) 	
	水道	4	5	1		
	下水道	1	1	0		
	その他	67	67	0		
	小 計	100	101	1		
合 計		346	344	△2	<参考> 人口1万当たり職員数 230.18 人	
		[374]	[374]	[-]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	15人	27人	35人	29人	41人	44人	35人	49人	38人	23人	5人	344人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	226	221	224	222	220	218	△ 8 (-3.7%)
教育	33	30	28	28	26	25	△ 8 (-32.0%)
消防							0 ()
普通会計計	259	251	252	250	246	243	△ 16 (-6.6%)
公営企業等会計計	96	96	99	104	100	101	5 (5.0%)
総合計	355	347	351	354	346	344	△ 11 (-3.2%)

- (注) 1 各年における定員管理において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 533,252	千円 11,817	千円 21,568	% 4.0	% 5.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 4	千円 13,582	千円 2,642	千円 5,344	千円 21,568	千円 5,392	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
四 万 十 町	37.0 歳	282,958 円	449,333 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四万十町		一般行政職	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,336 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,530 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分	
勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

四万十町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置 なし		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 0 千円			1人当たり平均支給額 13,836 千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

該当なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,747 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	437 千円
支給実績（令和5年度決算）	471 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	118 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との同異	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000円 父母、祖父母6,500円（60歳以上） 16～22才の子1人につき5,000円加算	同		180 千円	180,000 円
住居手当	借家の場合：家賃16,000円を超える場合家賃に応じて28,000円を限度に支給	同		470 千円	235,000 円
通勤手当	交通機関等利用者：55,000円まで全額支給 交通用具使用者：使用距離等に応じて2,000円～31,600円を支給 片道2km未満の者：なし	同		360 千円	120,000 円
管理職手当	管理職員に対して支給 6級 月額42,400円 5級 月額38,100円 4級 月額36,200円	同		0 千円	0 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難又は特別の事情があると認められる医師又は専門知識を必要とする医師又は職員に対して支給 採用後の経過年数によって規則で定める額	同		0 千円	0 円
特地勤務手当	地域手当に該当しない医師に対して支給 異動日給料月額、給料の調整額及び扶養手当に100分の3を乗じて得た額に2分の1を乗じた額又は現給料月額、給料の調整額及び扶養手当に100分の3を乗じて得た額に2分の1を乗じた額	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日等（祝日法による休日、年末年始の休日等）に勤務した職員に対して支給 給与額の125～150/100	同		174 千円	43,500 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対して支給 4,400円	同		4 千円	4,000 円
管理職 特別勤務手当	週休日、休日等に勤務した管理職員に対して支給 6,000円～12,000円	同		0 千円	0 円